

外務省における省令の制定・改正,公布手続 について (添付ファイル有り)

回章

官房総務課 法令班

各課(室)長殿

回章第155号

外務省における省令の制定・改正,公布手続について

平成29年10月2日

官房総務課

政府機関における府省令の制定・改正に関し,新たな運用方法等が導入されたこと(注)を受け,外務省における省令の制定・改正,公布に関する作業要領を以下のとおりとします。

今後,省令の制定・改正作業を予定している各課室におかれましては,適宜参照願います。

(注)府省令の制定・改正に関する新たな運用方法等

・「法制執務業務支援システム」の導入について(平成27年2月6日各府省官房長等申合せ)に基づき,平成28年10月から,「法制執務業務支援システム」(「e-LAWS」)を使用して,法令(法律,政令(勅令を含む。),府省令又は規則をいう。以下同じ。)の制定改廃の案(以下「法案等」という。)の作成業務等(法令の成立又は決定後の官報公布・公表に係る業務を含む。)を行うこととされており,府省令についての運用が平成29年10月から開始される。

・内閣官房行政改革推進本部事務局及び自民党行政改革推進本部から,改め文方式よりも新旧対照方式を使って改正を行う方が国民にとって改正内容が分かりやすくなるものがあるとの考え方にに基づき,今後の府省令等の改正において新旧対照表を用いることについて意見があり,外務省においても,平成29年3月より,新旧対照表を用いるとかえって見にくくなる等の場合を除き,本方式を推奨することとしている。

省令の制定・改正,公布に関する作業要領

1. 省令案起案・決裁

(1)各課室は,省令を新規に制定・改正しようとする時は,官房総務課法令班に一報の上,法制執務支援システム(e-LAWS)において,法案プロジェクトを開始する。

法案プロジェクトの開始方法は,「e-LAWSクィックガイド」(別添1)7~10頁を参照。この際,主管課室は,「法案プロジェクト管理」の「担当課室管理」画面で,官房総務課を担当課室に必ず加える(操作方法は,「e-LAWSクィックガイド」(別添1)10頁参照。担当課室に官房総務課が加えられていないと,下記4(2)の省令案の官報入稿が出来ない。)

- (2) 省令案(新規制定)については、法律案・政令案に倣ったフォーマット(縦書き、フォント 14P, MS明朝, 48字, 13行詰め)で作成の上、関係課及び官房総務課の決裁を了する。
- (3) 既存省令の一部改正については、新旧対照方式(フォーマット等については、別添2(内閣官房行政改革推進本部事務局からの事務連絡)及び別添3(前例(国公委規則・外務省令改正))を参照)を用いて作成の上、関係課及び官房総務課の決裁を了する。
- (4) 重要な省令案の決裁については、大臣決裁まで了する(外務省文書決裁基準等に関する訓令第3条第8号)。

2. パブリックコメント

- (1) 行政機関が省令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることとされている(行政手続法 第6章 意見公募手続等(第38条～第45条)参照)。
- (2) 行政手続法に基づくパブリックコメントには、いくつかの例外があり、例外事項に当たる場合には、行政手続法の規定に従ったパブリックコメントを実施しなくてもよいこととされている。ただし、以下の2に当たる場合は、パブリックコメントを実施しなかった理由や命令等の趣旨に関する公示が行われる(行政手続法第43条第5項)。
 1. 行政手続法の定める適用除外規定(行政手続法第3条及び第4条)に該当する命令等
 2. 上記1に該当しないものであっても行政手続法第39条第4項各号に該当する命令等
- (3) パブリックコメント実施の必要性の有無につき判断に迷う場合は、官房総務課法令班行政手続法担当に相談すること。なお、官報入稿前に意見公募を終了する必要があるため、同手続は前広に開始する必要がある。

3. 官報入稿

主管課室は、前広に官報掲載希望日及び原稿量等を官総官報担当に連絡する。当該省令案の省内決裁(関係府省の決裁を含む)を了した後、主管課室は、官報掲載希望日から最低8営業日前(原稿量等によって更に日数がかかる)までに、官報担当に原稿をオープンメールにて共有、官報担当から送付元管理番号を取得の上、e-LAWSから入稿を行う。入稿後に原稿に訂正等が発生した場合は速やかに官報担当に相談すること。
(e-LAWSの操作方法は、別添4「府省令・規則の官報入稿(操作方法・注意事項等)」参照。なお、「国立印刷局から連絡を取る場合の連絡先」に、必ず官総官報担当を追加入力すること。)

4. 公布後のe-LAWSデータベース登録

各府省は、年度末、国会会期末、膨大な法令改正を行った場合等を除き、官報公布後5営業日以内に、公布された内容を確認し、法令情報を認証して法令データベースを更新することとされている(各府省文書課長級会議申合せ)。主管課室は、省令の官報公布後、5営業日以内に、「e-LAWSクイックガイド」(別添1)21頁以降を参照しつつ、公布された省令のe-LAWSデータベース登録を行う。

(了)

別添1 e-LAWSクイックガイド.pdf (4.02 MB)

別添2 事務連絡.pdf (528.56 KB)

別添3 【新旧方式フォーマット例】 (シートは3枚あります) .jtdc (24.00 KB)

別添4 府省令・規則の官報入稿.pdf (1.05 MB)

通知メール ③幹部を除く全省員 (「BBS投稿通知」) に通知する

作成日 2017/10/02 09:29 公開日 2017/10/02 09:29

Copyright © 2020 Ministry of Foreign Affairs of Japan.